（長期借入金の認可の申請）

第二十条　機構は、法第五十四条第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由
二　借入金の額
三　借入先
四　借入金の利率
五　借入金の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　その他必要な事項

（償還計画の認可の申請）

第二十一条　機構は、法第五十六条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
二　情報処理推進債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み
三　長期借入金及び情報処理推進の償還の方法及び期限
四　その他必要な事項

附　則

この命令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

（新設）

（新設）

省　令

○総務省令第七十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十七条の三第二項及び第三項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日　　総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する調査及び評価の実施に関する方針の公表方法） **第六十一条の四**　法第百六十七条の三第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	［新設］
（電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する調査及び評価の結果の公表方法） **第六十一条の五**　法第百六十七条の三第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年八月二十日）から施行する。

○外務省令第十四号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日　　外務大臣　岩屋　毅

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。